明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○貿易保険法の一部を改正する法律（一九）　二
〔告　示〕
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務一六二）　八
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同一六三）　一七
〔官庁報告〕
国家試験
第七十三回作業環境測定士試験の実施（厚生労働省）　三
第四十六回社会保険労務士試験の実施について（同）　三
ＣＢＴによる平成二十五年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
公文書等の管理に関する独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第二号イに定める道路の指定・第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法、税理士証票無効・登録まつ消、厚生年金基金解散・清算人就任関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　五

◇貿易保険法の一部を改正する法律（法律第一九号）（経済産業省）

本号で公布された法令のあらまし

1　用語の定義
㈠　この法律において「技術提供契約」とは、本邦法人等が外国法人等に対して、技術の提供等をする契約とすることとした。（第二条第五項関係）
㈡　この法律において「出資外国法人等」とは、本邦法人等の出資に係る外国法人等（本邦法人等と役員の派遣その他の継続的な経済関係を有する外国法人等を含む。）であって、経済産業省令で定めるものとすることとした。（第二条第九項関係）
㈢　この法律において「貿易代金貸付」とは、本邦法人等又は外国法人等が行う外国法人等に対する輸出契約に基づく貨物の代金等の支払に充てられる資金に充てられる貸付金に係る債権若しくは当該資金を調達するために発行される外国法人等の債券の取得又は当該資金に充てられる外国法人等の債券に係る保証債務の負担とすることとした。（第二条第一三項関係）
㈣　「海外投資」に、出資外国法人等が行う外国法人の株式等の取得等を追加することとした。（第二条第一七項関係）
㈤　この法律において「海外事業資金貸付」とは、本邦法人等又は外国法人等が行う外国法人等に対する本邦外において行う事業に必要な資金に充てられる貸付金に係る債権若しくは当該資金を調達するために発行される外国法人等の債券の取得又は当該資金に充てられる外国法人等の借入金若しくは当該資金を調達するために発行される外国法人等の債券に係る保証債務の負担とすることとした。（第二条第一八項関係）

2　業務の範囲等に係る規定の見直し
独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）の業務に、貿易保険以外の保険（通常の保険を除く。）であって対外取引の健全な発達を図るために必要なものとして政令で定めるものの引受けを行う本邦法人を相手方として、当該保険の引受けによって当該法人が負う保険責任につき再保険を引き受けることを追加することとした。（第一三条第二項第二号関係）

3　貿易保険の種類に係る規定の見直し
普通輸出保険、輸出代金保険及び仲介貿易保険を普通貿易保険及び貿易代金貸付保険に再編し、貿易保険に、出資外国法人等貿易保険を追加することとした。（第二二条関係）

4　普通貿易保険の拡充
普通貿易保険が塡補する損失として、輸出者、仲介貿易者又は技術提供者が外国における戦争、革命又は内乱により政令で定める費用を新たに負担すべきこととなったことにより受ける損失を追加することとした。（第二七条第二項第五号関係）

5　出資外国法人等貿易保険の新設
㈠　日本貿易保険は、出資外国法人等貿易保険を引き受けることができるものとすることとした。（第三一条第一項関係）
㈡　出資外国法人等貿易保険は、次のいずれかに該当する損失を塡補する貿易保険とすることとした。（第三一条第二項関係）
(1)　出資外国法人等が外国において実施される為替取引の制限等によって貨物を販売等することができなくなったことにより受ける損失
(2)　出資外国法人等が貨物を販売等した場合に外国において実施される為替取引の制限等によって当該貨物の代金等を回収することができないことにより受ける損失